

福知山市公告第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の4第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月25日

福知山市長 大橋 一夫

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

二俣二自治会

(2) 区域

福知山市大江町二俣1036番地から1309番地までの全区域

(3) 主たる事務所

福知山市大江町二俣1185番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 建物

区分	名称	延床面積	所在地
ア	二俣二公民館	1階 91.63 m ² 2階 48.33 m ²	福知山市大江町二俣小字中村 1185 番地

(2) 土地

区分	地目	面積	所在地
イ	宅地	221.48 m ²	福知山市大江町二俣小字中村 1185 番
ウ	宅地	117.38 m ²	福知山市大江町二俣小字中村 1186 番

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

ア 二俣二公民館

京都府加佐郡大江町字二俣1230番地

佐藤 十郎

京都府加佐郡大江町字二俣1140番地

佐古田 耕平

イ 宅地

京都府加佐郡大江町字二俣1230番地

佐藤 十郎

京都府加佐郡大江町字二俣 1 1 4 0 番地	佐古田 耕平
ウ 宅地	
京都府加佐郡大江町字二俣 1 2 3 0 番地	佐藤 十郎
京都府加佐郡大江町字二俣 1 1 4 0 番地	佐古田 耕平

3 公告期間及び異議を述べることができる期間

令和 7 年 6 月 2 5 日から令和 7 年 9 月 2 5 日まで

4 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの
相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項
に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること並び
に申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、福知山市長
に提出する方法による。

6 異議申出書等提出先

福知山市字内記 1 3 番地の 1

福知山市市民生活部まちづくり推進課

電話 0 7 7 3 - 2 4 - 7 2 2 5